

知恵 知っとこ生活の知恵

暮らしのアドバイス No.122
ファイナンシャル ブランナー 仲西 康至（音江町在住）



家計をやりくりするなかで、突発的な支出は抑えたいものです。例えば、交通違反による反則金も、抑制のできる支出といえます。昨年12月1日、改正道路交通法が施行され、スマートフォンの画面を見るなどの「ながら運転」への罰則が強化され、反則金や違反点数が引き上げられたことはご存じでしょうか。特に、普通車の反則金は、6,000円から18,000円と3倍に引き上げられています。ただし、社会問題ともなっている「ながら運転」の基準については、議論を呼んでいます。

「ながら運転」で多いのは、スマートフォンのSNSが気になり、運転中に使用するケースです。その一方で、ハンズフリー通話や、運転中の飲食については「ながら運転とみなされるのか？」と議論とな

っています。

まず、「ながら運転」の定義は、「運転に必要がない、関係がない行為をしながら運転すること」となっています。従って、スマートフォンのナビを見ることも、カーナビを運転中に操作することも、罰則の対象となります。それに対して、ハンズフリーの通話自体は、罰則の対象

ですが、通話に出るために画面を注視すると、罰則の対象となります。従って、Blue tooth（ブルートゥース）のイヤホンを耳にした状態で、通話に出る行為であったり、Blue tooth（ブルートゥース）が搭載された車の、ハンドル付近のボタンで通話に出たりする行為は、罰則の対象外となります。また、運転中の飲食やタバコについては「ながら運転」の対象外ですが、両手を使う飲食は罰則となるようです。

こうした「ながら運転」は、反則金による家計への圧迫だけでなく、事故を引き起こすことになれば、自損や賠償問題にもなります。また、違反行為による免許の停止や取消しは、仕事に影響を及ぼし、強いては家計への影響につながることになります。安全運転は、賢く家計をやりくりする、1つのキーワードといえるでしょう。

「ながら運転」と 家計のつながりとは？

